



5年後の2030年にかけて事業承継の予定がある企業様、必見 !!

代表者交代等の事業承継を契機として生産性向上に取り組む場合、店舗・事務所等の新築工事、増築工事、改築工事等といった建物に関する工事や機械装置の設備投資等に対して、補助金がもらえることをご存じですか？

vol.22号では、**事業承継・M&A 補助金** **事業承継促進枠**についてご案内いたします。

《 **事業承継・M&A 補助金** 事業承継促進枠 》



事業承継・M&A 補助金 事業承継促進枠 ってどんな補助金？

この補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継に際して行う設備投資等について、その経費の一部を補助することにより、生産性向上を後押しする目的があります。※M&Aによる事業承継は、事業承継促進枠の対象外です。



第13次公募が受付中！！

公募受付期間 : 2025年10月31日(金) ~ **2025年11月28日(金)17:00** まで

補助事業期間 : 2026年1月 ~ 10ヵ月以内(予定)

事業承継対象期間: 2025年11月28日 ~ 5年後の2030年11月27日 まで (主な要件は裏面でチェック)

※14次公募以降の情報は現在、未公表です。



補助金額や補助率はいくら？

各要件(小規模企業・賃上げ)に応じた補助金上限額及び補助率については、以下の通りです。

対象企業 ※1	賃上げの実施 ※2	補助上限額	補助金額	補助率
小規模企業者	○	1,000 万円	800 万円超～ 1,000 万円相当部分	1/2
			～800 万円相当部分	2/3
	×	800 万円	—	2/3
小規模企業者に該当 しない	○	1,000 万円	—	1/2
	×	800 万円		

※1 補助対象者が小規模企業者に該当する場合、補助率が2/3に引上げ！(補助金額～800万円部分)

※2 補助事業期間終了時に、公募申請時と比較して事業場内最低賃金+50円以上となる賃上げを達成する場合、補助上限額が1,000万円に引上げ！

※3 補助金額100万円が下限額となります(補助率に応じて200万円あるいは150万円を超える経費で申請が必要)



どんな経費が補助されるの？

● 主な補助対象経費

建物工事費(店舗等の新築・増改築含む)、機械装置導入費(工具・器具・備品含む)、謝金、旅費、外注費、委託費 等

● 補助対象とならない経費

単価 20 万円(税抜)未満の設備費(建物・機械装置)、消耗品、中古品、不動産購入費、自動車、汎用性が高い製品(PC、タブレット等)、WEB サイト制作・更新費、ソフトウェア・システム開発費(業務が特定できる場合を除く)、広告費用(ネット広告含む)、フランチャイズ加盟金 等



申請に向けてどんな要件があるの？

■ 地域経済に貢献していること(以下①～⑤のいずれか)

①地域雇用の維持創出、②域内仕入が多い、③域外販売が多い、④地域の技術・特産品・観光を活用している、⑤地域プロジェクトの中心的な役割を担っている

■ 事業承継の要件

公募申請期日から 5 年後まで(事業承継対象期間)に事業承継を実施すること

※13 次公募の場合、2025 年 11 月 28 日～2030 年 11 月 27 日の 5 年間が対象期間

■ 承継予定者(後継者)の要件(いずれか)

法人:対象会社の役員として 3 年以上の経験を有する者、被承継者の親族で対象会社の代表経験が無い者等

個人事業:個人事業に継続して 3 年以上雇用され業務経験がある者、被承継者の親族

■ 生産性向上要件

被承継者から引き継ぐ経営資源を活用して生産性向上に取組み、5 年間の計画で年 3%の付加価値額の伸び率を達成すること



事業承継促進枠のポイント解説！

✓ 事業承継の方法を確認！

法人:登記事項全部証明書において代表者が変更されること及び、承継者による株式取得等の所有権の移転が確認できること(過半数以上を取得)

個人事業:被承継者の廃業届が提出され、同時に承継者の開業届が提出されていること及び、事業資産の譲渡等による引継ぎが確認できること

✓ 機械装置だけでなく、建物工事費まで幅広い経費に使える！



事業承継 M&A 補助金 事業承継促進枠について詳細の確認はこちら！

<問い合わせ先>

事業承継補助金事務局

☎ 050-3192-6274

<事業承継 M&A 補助金 HP>



<事業承継促進枠公募要領>



本情報は、令和 7 年 1 1 月 1 日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただきますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



兵庫県信用組合

けんしん



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら